

UCカードフリーボ

ショッピング補償保険のご案内（被保険者証）

ショッピング補償保険のあらまし

（補償期間：90日間）

補償の概要	カードによる購入品を購入日から90日間偶然な事故の際に補償いたします。
被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から90日間。
補償対象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損などの偶然な事故。
補償限度額	年間補償限度額 100万円 カード利用の際の売上票（控え）に記載された金額を限度とします。
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">● 1回の事故につき1個または1組につき1万円が自己負担額となります。● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険（メーカー保証や販売店補償も含む）がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。● 事故により、第三者からの事故証明をいただくことがあります。

補償の対象とならない主な場合

- ① 紛失・置き忘れによる損害
 - ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害
 - ③ 電氣的な事故や機械的な事故による損害
 - ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害
 - ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害
 - ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害
 - ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害
 - ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害
 - ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害
 - ⑪ 汚損、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 - ⑫ 盗難
- など

補償の対象とならない主な物品

- ① 商品券、航空券、乗車券など
 - ② 宅配便など（通販などの輸送中の物品）
 - ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの
 - ④ 預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含む）
 - ⑤ 食料品・飲料（酒類を含む）
 - ⑥ 船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含む）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハングライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
 - ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの
 - ⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含む）
 - ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの
 - ⑩ 職業上の物品として購入したもの
- など

保険金支払の時期

保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。

代位

- ① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。
- ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。

損害防止義務

会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。

保険金請求書類

- 保険金請求のためには下記の書類が必要になります。
- クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	★	★
保険金請求書	★	★
罹災証明書・事故証明書	☆	☆
クレジットカード売上票	★	★
修理見積書		
修理代金請求書	★	—
修理代金領収書		
全損証明書	—	★
写真または現物	★	★
他保険の保険金請求書	☆	☆
委任状	☆	☆
その他関係書類	☆	☆

(注) ★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類

ショッピング補償保険 事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

損害保険ジャパン株式会社（9：00～17：00／土、日、祝日休）

本店企業保険金サービス部

03-5913-3725

本店火災新種保険金サービス第三課

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社

セゾン自動車火災保険株式会社

■取扱代理店

株式会社クレディセゾン

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。

各引受保険会社は、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

※本紙掲載の情報は2022年1月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。